

セーフティネット5号認定の利益率要件の注意事項（ハ-1及び2）

1 概要

為替相場の変動や人手不足等、個社ではどうにもできない外的要因による原材料費や人件費等の増加を受けたことにより、利益率の減少が生じている場合に適用される認定です。

2 要件

ハ-1

- ・すべてが指定業種に属する事業者。
- ・外的要因による、原材料や人件費等の高騰により売上高営業利益率が減少していること。
- ・最近3か月間の企業全体の月平均売上高営業利益率（※₁）が前年同期と比して20%以上減少していること。（※₂）

ハ-2

- ・指定業種と非指定業種を兼業している事業者。
- ・最近3か月間の企業全体の売上高に占める、指定業種の割合が5%以上であること。
- ・外的要因による、原材料や人件費等の高騰により売上高営業利益率が減少していること。
- ・最近3か月間の企業全体及び指定業種の月平均売上高営業利益率（※₁）が前年同期と比して20%以上減少していること。（※₂）

※₁：月平均売上高営業利益率は、（3か月間の営業利益） / （3か月間の売上高）で算出できます。また、個人事業主の場合は、（売上一売上原価－経費） / （売上）で算出できます。

※₂：利益率の減少率は通常は20%以上が要件となりますが、以下の表の場合については要件が変わります。

前年の利益率	最近の利益率	対象の適否
プラス	マイナス	減少率の結果に関わらずすべて対象
ゼロ	マイナス	減少率の結果に関わらずすべて対象
マイナス	プラス	対象外

3 提出書類

申請書（市指定様式）：2部

売上高等明細表（市指定様式）

売上高等明細表の根拠となる資料（任意様式）：売上台帳、試算表など※

法人の場合：履歴事項全部証明書の写し（発行日から3か月以内のもの）

個人事業主の場合：直近の確定申告書の写し及び事業開始年月日が確認できる資料（開業届等）

※ワードやエクセルで作成した根拠資料の場合は、公認会計士、税理士等の押印が必要となります。

4 申請方法

利益率要件の認定の申し込みを希望する事業者は事前に海老名市役所商工課商工政策係（直通：046-235-4843）までお問い合わせください。